



VOL.71

# トクちゃん新聞

## 1月号

今年もいろいろ「初体験」したいです！



平成25年1月1日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>

年始にふさわしいお話をご紹介します。以下、宝地図ナビゲーターの望月俊孝さんのフェイスブックでのコメントの要約です。

あなたは**1億円持っていて**お気に入りの8千万円の家を現金で買いたいと思っています。ところがある日、悪趣味な**家具セット(3百万)**を衝動的に買い、**趣味の合わない宝石(5百万円)**も買ってしまふ。さらに**未開の山林(1千万円)**を買ひ、あげくに消費者金融づけの友人の**借金の保証人**になり、他にも**必要以上に高い保険・外車**を買ってしまいます。

**手元に3千万円残った**ところで、家を買いたかったことを思い出し、少し前まで買えるはずだった**8千万円がないことにやっと気づく**のです。お金ではこのような散財をすることは少ないことでしょう。ところがあなたの**エネルギーや意欲**はどうでしょうか？ **思わぬ浪費・散財を繰り返していませんか？**

『**「あなたが考えること」は人生でほしいものを手にするための通貨**と考えよう。あなたは自分の頭の中を悪趣味な家具や宝石でいっぱいにしていないだろうか。』(ウエイン・ダイアー)



望むことがあれば、バランスを取りつつも、選択と集中をすることがエネルギー的にも、時間的にも、金銭的にも必要なことですね。**2013年以降、あなたはどんな選択と集中をしてみますか？**

担当: 徳野

### ◆個人所得税 24年分以降の店頭FX取引が分離課税の対象に！

担当: 福田

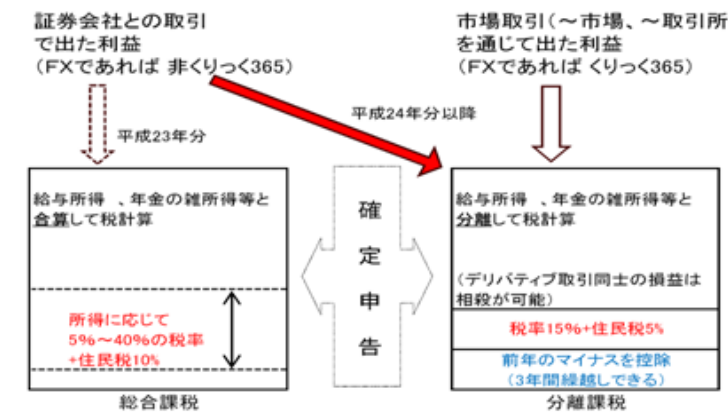
平成24年1月1日以降に個人が行うデリバティブ取引のうち、金融商品取引業者と相対で行う**店頭取引**が**申告分離課税**となりました。これにより**市場取引との損益通算が可能**となりました。そして損失が生じた場合は市場取引の

場合同様に**3年間の繰越控除が可能**になります。ただし損失の3年間繰越控除は**確定申告が要件**になっています。したがって24年分に損が出た場合、翌年に繰り越すためには本年3/15までに確定申告が必要です。

失念しないようにご注意ください。

デリバティブ取引とは先物取引、スワップ取引、オプション取引を言います。

この先物取引には「**外国為替証拠金取引(FX)**」も含まれています。



### ◆【書籍紹介】必ず「頭角を現す社員」45のルール(Part III)

担当: 杉山

いつでも「**自分原因説**」が正しい

今回で3回目ですが著者は現在の若い人たちの心境を以下のように書いておられます。最近の若い人たちから漏れ聞こえる言葉といえば、「**嘆き**」や「**心配**」ばかりのような気がします。気持ちはわからなくもありません。今の日本やこれからの日本の経済・政治を考えると、正直いって明るい材料はあまりありません。少子化はますます進み、日本経済がさらに縮小していくことは間違いありません。申し訳ないのですが、今の若者たちが時代に恵まれなかったのは確かでしょう。だからといって、すべてを「**時代のせい**」にして、自分が幸せになれない理由をそこに押し付けても、何も変わらないのです。どんな時代でも「**頑張る人は頑張る**」のです。環境や状況や、その他のさまざまな事情に関係なく、「**やる人はやる**」のです。政治がふがいなくとも、会社が頼りなくとも、仕事のできる社員はつねに結果を出すものです。だから「**できない理由**」を探しているヒマがあったら、まず、できることから始めてください。何でもいからとりあえず挑戦してみてください。頭角を現す人間になれるか、その他大勢の中の一人で終わるか-----。

その分岐点となるのは、つねに「**できる方法**」を探るか、いつも「**できない理由**」を探るか、という点なのです。

私は団塊の世代ですがオイルショックや円高等色々な経験をしてきましたが、今のような就職難、経済の低迷程ではなかったような気がします。著書の言われるようにこれからは本当に個々の能力、人生観が問われる時代なのではと改めて感じます。

書籍名: 必ず「頭角を現す社員」45のルール 出版社: 三笠書房 著者: 吉越 浩一郎



## ◆ 税務スケジュール(1月)

担当:岡村

### 1月10日(木)

- ・12月分 源泉所得税の納付
- ・12月分 住民税の納付(特別徴収)

### 1月31日(木)

- ・11月決算法人 確定申告
- ・5月決算法人 中間(予定)申告
- ・2月 5月 8月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・個人住民税 第4期分納付(普通徴収)
- ・支払調書及び法定調書合計表の提出(税務署)
- ・給与支払報告書 提出(市役所)

### 1月21日(月)

- ・納期の特例 7~12月分 源泉所得税の納付



## ◆ セキュリティ ~ファイルのパスワード設定~

担当:岡村

ファイルをメール添付して送信することは日常よくあることですが、添付ファイルにパスワードを設定されていますか？

添付ファイルにパスワードを設定するのは、2つの狙いがあります。

- ①メールを送受信する際に内容を盗み見られないようにするため。
- ②メールを誤送信した場合のリスク低減のため。

エクセル・ワード・PDFなどシステム側でファイルを開覧するためのパスワードを設定をできますので、最低限添付ファイルにはパスワード設定をして送信するようにしましょう。

また、圧縮ファイルではzip形式にすると解凍するときのパスワードの設定ができます。

弊社では、MyKomonシステムを導入し、「ISO/IEC27001」の認証を受けたデータセンターサーバーを利用し、

通信は「128bitSSL」により暗号化させて顧問先様とのやり取りを行っておりますのでパスワード設定は不要です。

まだご利用されていない顧問先様は、なるべくご利用していただきますようお願いいたします。



## ◆ 今年の抱負



4月末で退職することになりました。あっという間の5年間でした。大好きな仕事で有終の美を飾れそうで感謝しています。ありがとうございました。(杉山)

今年

- ① 所内業務の効率化・スリム化
- ② 所長とスタッフ全員との連携
- ③ 笑顔あふれる事務所環境

セミナー等で勉強させていただいたことを実行に移したいと思っております。「忙しい」を言い訳にせず、前向きに取り組んでまいります(岡村)

新規顧問先様開拓による増収、人材育成による事務所拡大に貢献して参りたいと思っております。

公私とも復活したゴルフではハーフ45を、監督をさせてもらっているソフトボールチーム(今期、技術以上に口が達者な若手加入予定)ではBクラス優勝を目指します。(池田)

本年はお仕事をさせていただきながら、大学院に通って資格取得を目指します。学んだことは皆様に情報発信していきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。(福田)

1月末をもって退職することとなりました。今までお世話になりありがとうございました。日本の未来のためにと本気で取り組む方々に感銘や刺激を受け、人生の目標が明確化してきたこの頃。真摯に考えて出る結論、最大限の努力をして、良くも悪くも得た結果はきっと全てが幸せな未来につながる道。2013年も頑張ります☆(赤松)

今年の目標は事務所に来るのが楽しいと思える職場環境作りです。どうすればいいかは、まだ考え中ですが、試行錯誤していきたいです。とにかく、今年もニコニコ笑顔で頑張りたいです。(久美)



## ◆ スタッフより

担当:池田

新年明けましておめでとうございます。本年の池田家ではビッグイベントが2つあります。長女の結婚と二女の就職活動です。

■長女は今春、式を挙げる予定ですが「ほんまにうちの娘でええのん？」って感じです。9年間ほど交際していたので覚悟の上のことと思っております。今まで娘だけだったので息子ができるのを楽しみにしております。

ABC

■二女は現在大学の三回生で就職活動に奔走しております。高校時代から英語が好きで将来は英語を活かせる仕事に就きたいと大学も英文学科を専攻しました。時々映画のビデオを英語で観ながらフンフンと分かっているような風ですが、二女の英語を聞いたことがないので「ほんまに英語分かるんかいな？」と思っております。楽しく仕事ができる会社に決まるよう就活がんばってほしいと思っております。

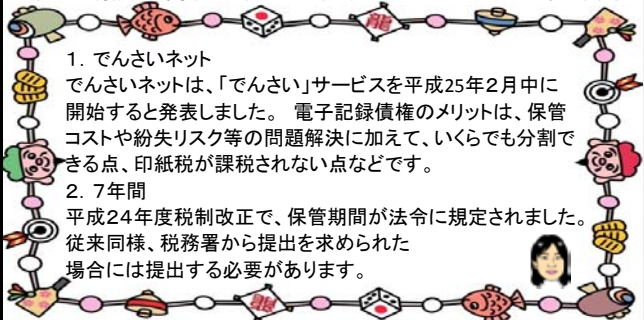
■ 今年も良き年となりますように！



## ◆ 税務クイズ

担当:赤松

1. 手形に代わる新たな決済手段「電子記録債権」を取り扱う株式会社全銀電子債権ネットワークを通常何と呼ぶ？
2. 年末調整の時期に従業員から提出される、源泉徴収関係書類は、国税庁の通達により、便宜上企業が保管していますが、平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等から保管期間が法令に規定されました。保管期間は、申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から何年間？



### 1. でんさいネット

でんさいネットは、「でんさい」サービスを平成25年2月中に開始すると発表しました。電子記録債権のメリットは、保管コストや紛失リスク等の問題解決に加えて、いくらでも分割できる点、印紙税が課税されない点などです。

### 2. 7年間

平成24年度税制改正で、保管期間が法令に規定されました。従来同様、税務署から提出を求められた場合には提出する必要があります。

